

平成25年 第7回

教育委員会定例会会議録

平成25年7月12日

中央区教育委員会

平成25年第7回教育委員会定例会会議録

開会日時 平成25年7月12日(金) 午後5時00分

場 所 中央区役所6階会議室

出席委員 中央区教育委員会委員長 永嶋久子
委 員 竹田圭吾
委 員 松川昭義
委 員 鈴木ゆか
教育長 齊藤 進

説明のために出席した事務局職員

次 長 新治 満
庶務課長 有賀重光
副 参 事 斎藤公一
学務課長 林 秀哉
指導室長 増田好範
統括指導主事 宮崎宏明
統括指導主事 伊藤 聡

書 記 中央区教育委員会事務局
庶務係長 藤掛和幸
庶務係員 一瀬知之

開 議 午後5時00分永嶋委員長開会宣言

会議規則第30条による署名委員

委員長 永嶋久子
委 員 鈴木ゆか

日程第1 報告事項
各課事業報告について

委員長 ただいまから、平成25年第7回教育委員会定例会を開会いたします。
初めに、本日の会議録の署名委員を指名いたします。本日は、鈴木委員に
お願いします。

鈴木委員 お願いします。

委員長 それでは、本日の日程に入ります。日程第1、報告事項のうち、資料1に
ついて次長より報告願います。

次長 「平成25年第二回区議会定例会（6月議会）一般質問(概要)」について
資料1により報告。

委員長 ただいまの報告について、ご質問等ございましたらお伺いいたします。

松川委員 教育問題に関する質問のうち、「今後の土曜授業についての考え方」に対す
る答弁で、最後に「本区独自の土曜授業について検討していきたい」と答えて
いますが、この中央区独自の土曜授業というのは、前段で説明している「命
と心の授業などを保護者や地域の方と一緒に学んでいく」というものを目指
すのですか。本区独自の土曜授業というのは、どのような方向を考えている
のですか。

指導室長 土曜の授業につきましては、これまで土曜公開授業として進めてきました。
その中では、今、委員ご指摘のとおり、地域、保護者の方と一緒に参加して
いただき、子供たちと一緒に学んでいただくことで、子供たちの教育につい
て問題意識を共有していただいたり、地域教育力の向上を図っていただくこ
とで進めてきています。一方、土曜授業の中身としては、授業時数を
確保していくという面もございます。今のところ、全授業を公開している学
校もありますし、学校の判断で一部の授業を公開している場合もございま
すが、そういったことを総合的に判断し、地域、保護者の方にも一緒に考え
ていただく機会になればと考えています。また、授業時数を確保するとい
う意味では、子供たちが普通に落ちついて学習する時間を確保する、とい
うことを総合的に判断しながら、本区としてのあり方を検討していく、とい
うように考えているところです。

委員長 ほかにご質問等ございませんか。

(「なし」の声あり)

それでは、引き続き資料2についてご報告願います。

指導室長 「区立小学校通級指導学級（情緒障害等）の設置」について、資料2によ
り報告。

委員長 ただいまの報告について、ご質問ございましたらお伺いいたします。

(「なし」の声あり)

それでは、引き続き資料3について順次報告願います。

庶務課長、学務課長

「意見・要望」について資料3により報告。

委員長 ただいまの報告について、ご質問等ございましたらお伺いいたします。

松川委員 ただいま報告がありました「意見・要望」で小学校のシャワールームの設備不良の件が寄せられていましたが、これは単に設備を直してほしいという内容であって、施設の管理者に言えば済む話だと思います。「区長への手紙」という、我々が議論をしないといけないような内容とは少し違うように感じているのですが。

委員長 私もそう考えます。学校内のプールであれば清掃もしますし、担任の先生に、生徒が報告に行かないということですか。あるいは先生が気づかないのか、どうして保護者からこのような意見が寄せられるのか不思議に思います。

松川委員 私もそう思います。

庶務課長 中央小学校では温水プールを一般区民の方に開放していますので、今回は児童の保護者からというよりは、温水プールを利用した区民の方からのお便りということでございます。

区長への手紙の取り扱いについては、いろいろなご意見がございます。毎日、かなり広報課のほうに来ておまして、回答を要さないようなものもございますが、区長への手紙という形で来た場合には、相手の住所、氏名がはっきりしていて、回答を求められているものについては、お答えするという手続を踏んでいる状況でございます。どこまで正式に回答するのかということについては、広報課と普段から話し合いの場を持っております。

委員長 わかりました。

松川委員 このケースの場合は回答して完結する。答えを求められたら回答はしなければならないのですが、回答の中身は区で議論すべき問題ではないと思います。ただ、修理します。という内容の回答になる。手続き上、このような形式を踏まなければならないということであれば仕方ないことですが、内容的にはどうですかね。

庶務課長 確かに松川委員の言われるとおりでと思います。このような質問については、先日も月島第二小学校の時計がとまっているという内容のお手紙をいただきました。いろいろとその段階、段階で大きな問題もあれば、それほどでもないものもございます。その中で、今の段階では、ここまでは答える、ここからは答えません、ということではなくて形式が整っていて、質問となっていれば、全部お答えをするということになっております。今後の取り扱いについては、繰り返しになりますが、広報課と話をさせていただきたいと思っております。

松川委員 確かに、その原因を話し合うことも必要なことだと思います。結果として、排水管の詰まりだとか、あるいは時計がとまっているから直せばいいではな

く、そこに至るまでの経緯を話し合うということも、大事なことではあると思います。

委員長 ほかにご質問等ございませんか。

(「なし」の声あり)

それでは、引き続き、本日の追加報告が1件ございます。追加資料1について報告願います。

指導室長 「いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号）の概要」について、追加資料1により報告。

委員長 ただいまの報告について、ご質問等ございましたらお伺いいたします。

(「なし」の声あり)

これで本日の日程は終了いたしますが、委員の方からご意見等ございましたら、お伺いいたします。

ご意見等ないようでございますので、本日の委員会はこれで閉会といたします。

午後5時23分 永嶋委員長閉会宣言

署名委員